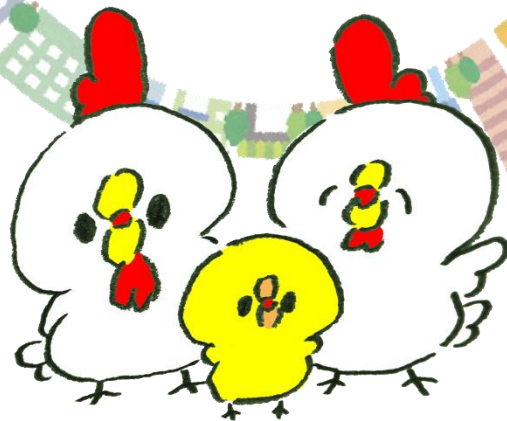




空家バンクってなんだろう？
はじめてパンフレット



壬生町

令和5年度版

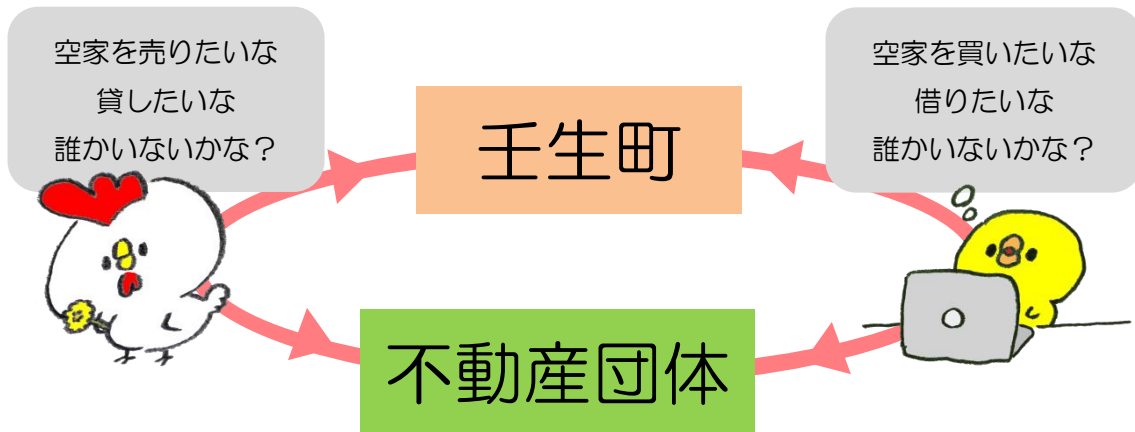
(掲載されている情報は令和5年度時点のものです。)

【ご質問・ご相談はこちら】

壬生町建設課住宅係 ☎0282(81)1849 FAX0282(82)8252

空家バンクってなんだろう？

空家バンクとは、事前に所有者の方のご希望により登録いただいた空家情報を、町がインターネット等で広く情報発信し、利活用につなげようとするサービスです。



所有者の方にとっては**不要な空家**も、
誰かにとっては**魅力的な物件**かもしれません。

POINT

壬生町空家バンク **3つの安心**ポイント

- 本事業は「不動産のやりとりなんてよくわからなくて心配」といった方にもご安心いただけるよう、町が協定を締結する不動産団体（以降、「不動産団体」といいます）の協力をもって行なっています。不動産取引のプロが携わりますのでご安心ください。
- 本事業は、栃木警察署協力のもと、暴力団や暴力団員は利用いただけないよう対応しております。
- 壬生町空家バンクは無料でご登録いただけます。（ただし不動産団体に依頼した場合、宅地建物取引業法で定められた仲介手数料が必要となります。また、ご申請に必要な各証明書の取得料は必要となります。）



【ご質問・ご相談はこちら】

壬生町建設課住宅係 ☎0282(81)1849 FAX0282(82)8252

空家を登録する方法



壬生町空家バンクへの物件登録のご検討、誠にありがとうございます。
空家を売る・貸す登録は、概ね次のような流れで行ないます。（所有者様のご事情等により、多少流れが変わる可能性があります。予めご了承ください。）

- 町に「空家を登録したい!」とご連絡ください

お手続きの詳しい流れをご説明させていただきます。この際、次に控える【現地確認】の日程調整も行います。現地確認については、お家の中も拝見させていただきたいため、所有者様の立会をお願いしております。ご都合のよろしい日時をお伝えください。

- 町の現地確認に立会いをお願いします

- 空家バンク登録申請書をご提出ください

申請書はインターネット・窓口で取得頂けます。申請書の他必要書類を揃え、直接窓口もしくは郵送でご提出ください。

- 登録完了通知が届きます（概ね 1 ヶ月）

これで登録のお手続きが完了となります。通知がお手元に届く頃には、既に壬生町空家バンクにてお家が公開されております。ぜひご覧ください。

POINT

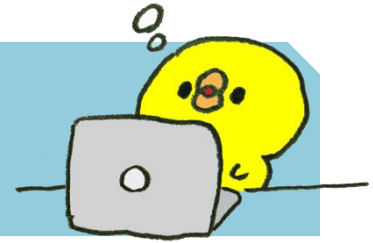
- ・「お願いしたい不動産業者が決まっていないのだけれど・・・」「どこに相談したらいいかわからない・・・」といった方へは、空家バンク登録申請書ご提出後、（多少お時間を頂戴しますが）不動産団体から推薦いただいた不動産業者を紹介させていただきます。担当の不動産業者とよくご相談のうえ、価格や条件等お決め頂ければと思います。



【ご質問・ご相談はこちら】

壬生町建設課住宅係 ☎0282(81)1849 FAX0282(82)8252

空家を利用したい方が登録する方法



壬生町空家バンク登録物件に興味をお持ちいただき、ありがとうございます。
空家を買いたい・借りたいといった方の登録は、概ね次のような流れで行ないます。
(登録者様のご事情等により、多少流れが変わる可能性があります。予めご了承ください。)

● 利用登録申請書をご提出ください

申請書はインターネット・窓口で取得頂けます。必要書類を揃え、直接窓口もしくは郵送でご提出ください。

● 登録完了通知が届きます(概ね1ヶ月)

● 気になる物件を、希望物件申込書でご連絡ください

「壬生町空家バンクウェブサイトに掲載されている以上の情報を知りたい!」そんな気になる物件がありましたら、希望物件申込書で町にご連絡ください。申請書はインターネット・窓口で取得頂け、ご提出は直接窓口もしくは郵送にて受け付けております。

● 書面にて、担当の不動産業者をお伝えします

担当不動産業者の名称、連絡先、定休日等を、書面にてご連絡いたします。直接不動産業者にご連絡いただき、気になる物件の気になる情報をお伺いください。

POINT

- 利用登録申請書には「希望条件」という記載欄がございます。こちらに記載いただくと、壬生町空家バンクウェブサイトにて「こんな物件をお探しの方がいらっしゃいますよ!」と匿名でご紹介いたします。気になる物件が見つかりやすくなるかもしれません、ぜひご活用ください。



【ご質問・ご相談はこちら】

壬生町建設課住宅係 ☎0282(81)1849 FAX0282(82)8252

壬生町空家バンク リフォーム補助金のご紹介



壬生町空家バンクを利用し、売買や賃貸の契約に結び付いた物件については、家財処分費やリフォーム工事費の一部を助成する制度があります。ご成約が見込まれ、工事等ご検討の際は、実施前に町へお問合せください（事前申請制）。補助対象条件や申請のしかた、必要書類など、制度の詳細について説明させていただきます。

● 補助の対象者

次の全ての条件を満たす、所有者、入居者、または入居予定者が申請できます。

- 国税、都道府県税、市町村税を滞納していないこと
- 空家の所有者等の3親等以内の親族でないこと
- 空家バンクの物件登録者または利用登録者であること

● 補助する上での条件等

- 町内に事務所もしくは事業所を有する法人または住所を有する個人事業主が実施するものであること
- 家財処分については、一般廃棄物処理等の許可業者であること
- 経費の総額がリフォーム20万円以上、家財処分5万円以上であること
- 他の制度による補助金等の対象でないこと

● 補助金の額

補助率：補助対象工事費の2分の1

限度額：リフォーム工事50万円、家財処分10万円

※併用住宅の場合は居住部分に限ります。

POINT

- 交付決定前に実施された工事は、補助金の交付が受けられません。
- どのような工事が対象となり、どのような工事が対象とならないのかについては、次のページで例示を交えてご案内いたします。ご確認ください。（見積書やヒアリング等により、最終的な対象の有無の判断をさせていただきますことをご承知おきください。）



【ご質問・ご相談はこちら】

壬生町建設課住宅係 ☎0282(81)1849 FAX0282(82)8252

● 対象となるリフォーム工事

安全性、居住性、機能性などの維持または向上のために行う修繕、模様替え等が対象となります。例としては次のようなものが、対象となり得ます。

(例)

- 基礎、柱、外壁、屋根、床、内壁、天井等の修繕または補強工事
- 間取りの変更等の模様替えを行う工事
- 屋根、外壁、天井、内壁、床、外建具等の断熱改修工事
- バリアフリー改修工事（手すり設置、段差解消等）
- 屋外修繕工事（バルコニー、雨樋等）
- 屋内修繕工事（壁紙張替え、畳替え、内建具、トイレ、風呂等）
- 設備改修（システムキッチン、洗面台、トイレ等）
- 給排水管の修繕工事

● 対象となる家財処分

空家において、使用されず残置された家財道具の処分が対象となります。

【ご質問・ご相談はこちら】

壬生町建設課住宅係 ☎0282(81)1849 FAX0282(82)8252

● 対象とならない工事（例）

リフォーム工事	
全般	新築工事
	設計費、確認申請手数料等
	併用住宅の居住以外の部分のリフォーム工事
外構等	物置、車庫、カーポート等の工事
	造園、門扉、塀、ウッドデッキなどの工事
	植樹、剪定等の植栽工事
	下水道接続、合併処理浄化槽工事
設備関係	電話、インターネットなどの配線工事
	アンテナ設置等の工事
	太陽光発電、太陽熱利用設備の設置工事
	雨水浸透ます、雨水タンク設備の設置工事
電気器具等	家電製品設備工事（エアコン、照明器具等）
	暖房器具等の設置
	家具、調度品の購入・設置
	防犯カメラ・ライト等の設置工事
	ガスコンロ、IH（電磁）調理器のみの設置、入れ替え
その他	網戸の設置、張替え
	カーテン、ブラインドの設置
	防災、消防設備・用品の設置工事（火災報知器、ガス警報器等）
家財処分	
全般	特定家庭用機器再商品化法に基づく特定家庭用機器廃棄物の処理に要する料金（家電リサイクル料金）
	居住部分以外（併用住宅の店舗等、附属家）の家財

【ご質問・ご相談はこちら】

壬生町建設課住宅係 ☎0282（81）1849 FAX0282（82）8252



以上が、壬生町空家バンクの概要説明となります。

空家バンクに登録される物件は中古住宅が大半です。

中古住宅は皆、様々な人様々な時を見守ってきたその道のプロ、いわば「家プロ」です。

新築住宅に、中古住宅にないフレッシュな雰囲気があるように、
かれら「家プロ」には、新築住宅にない「味」や「経験」があります。

寿命を迎えた家プロは、感謝を込めて送ろう。

まだまだ現役の家プロには、新しい生活の心強いパートナーになってほしい。

壬生町ではそんな思いから、空家バンクを実施しております。

空家を売りたい・貸したい・買いたい・借りたいご相談、お待ちしております。

壬生町

令和5年度版

【ご質問・ご相談はこちら】

壬生町建設課住宅係 ☎0282(81)1849 FAX0282(82)8252